

水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書

国においては、令和4年度農林水産予算編成に伴い、水田活用の直接支払交付金の見直しが行われ、今後5年間に1度も水稻の作付けがなかった水田を水田活用の直接支払交付金の対象から除外するという内容が示された。

当市においては、農業者等が国の米政策に基づき、地域の特色や気候に合った作物としてソバやアスパラガス等の作付けを行い、地域農業の振興に努めてきた。また、多面的機能の観点から見ても、中山間地域の農地の保全に大きく貢献してきた。

この見直しを実施されれば、国からの交付額が大幅に減額になる状況にあり、これまで築いてきた産地の崩壊につながりかねない。

さらに、交付金の対象とならない水田が発生することにより耕作放棄地の増大につながるなど、今後の農業・農村の持続的発展に深刻な影響が懸念される。

よって、当市議会は、国に対し、下記事項について強く要望する。

記

「水田活用の直接支払交付金」の見直しは行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月15日

喜多方市議会議長 渡部 勇一

【意見書提出】

衆議院議長	細田	博之	殿
参議院議長	山東	昭子	殿
内閣総理大臣	岸田	文雄	殿
財務大臣	鈴木	俊一	殿
農林水産大臣	金子	原二郎	殿